

開発許可区域（都市計画法第 3 4 条第 1 2 号に基づく産業系区域）の見直し（案）に対する意見募集の実施結果

開発許可区域（都市計画法第 3 4 条第 1 2 号に基づく産業系区域）の見直し（案）に対する意見募集を実施したところ、7 件の意見が提出されましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。なお、意見は内容ごとに集約させていただきました。

意見提出期間	令和 7 年 1 1 月 4 日～令和 7 年 1 2 月 5 日
意見件数	7 人 7 件

○提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等

番号	意見の概要	市の考え方	条例案（計画案）への反映
1	自宅の土地を含め、空き地が多く点在しています。市街化区域が、隣接していますが、自宅は調整区域です。高齢化も進み、耕作放棄地も多くなり、土地の有効活用にも限度がありますので、有効活用ができるよう市の政策を望みます。	今回の見直しは、産業系の土地利用が当面見込めない区域を廃止し、企業立地のニーズがあり、確実に土地利用が図られる区域を新たに指定することを目的としています。 なお、ご意見をいただいた市街化調整区域内における土地利用に関しましては、都市計画法などの関係法令に基づく様々な制限があり、許容される開発行為は限定的となります。 また、市街化区域と市街化調整区域の区域区分については、埼玉県が定める都市計画であり、人口の増加が見込まれる区域などにおいて、地域全体の利便の向上に寄与すると認められる場合に、市街化区域の拡大（市街化区域への編入）が可能となります。 そのため、本市の現状において、市街化区域を拡大することは難しいものと考えておりますが、土地所有者の方から、耕作地の改善や有効活用を図る相談が寄せられた際には、適切な助言ができるよう努めてまいります。	原案どおり

2	物流を誘致するのであれば、交通ルートを示して欲しい。	事業者に対しまして、流通業務施設に出入りする車両の運行計画を確認し、走行予定経路を市ＨＰ上で公表してまいります。	原案どおり
3	最近、宮代町から大型車の交通量が増えたので、物流施設を建てて、大型車の交通量を増やさないでほしい。	事業者に対しまして、県道春日部久喜線の通行を極力避ける運行経路とするよう要請してまいります。	原案どおり
4	朝と夕方の交通量が増えるのは困る。	事業者に対しまして、朝と夕方の混雑時を極力避ける運行計画とするよう要請してまいります。	原案どおり
5	吉羽の住宅地の近くに物流施設は要らない。 ただでさえ、朝夕を中心に周辺道路が混雑しているのに、それを助長するような開発を市が誘導すべきではない。	事業者に対しまして、朝と夕方の混雑時を極力避ける運行計画とするよう要請してまいります。 また、市においては、周辺の都市計画道路等の整備を推進し、発生交通量を分散できるよう努めてまいります。	原案どおり
6	朝、夕の駅前通りにバスの停車が多く、自転車通行の妨げや交通上の危険があり、改善できないものか。	今回の見直しは、産業系の土地利用が当面見込めない区域を廃止し、企業立地のニーズがあり、確実に土地利用が図られる区域を新たに指定することを目的としています。 いただいたご意見については、関係機関とも情報を共有し、必要な交通安全対策を検討してまいります。	原案どおり
7	犯罪のない街にしてください。	今回の見直しは、産業系の土地利用が当面見込めない区域を廃止し、企業立地のニーズがあり、確実に土地利用が図られる区域を新たに指定することを目的としています。 いただいたご意見については、関係機関と連携し、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。	原案どおり

【問い合わせ】

都市計画課 開発指導係 電話：0480-22-1111 内線 4665、4667

メール：toshikeikaku@city.kuki.lg.jp